

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が2023年6月に成立しました。政府ではその施行に先立って、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議で、認知症に関わる方々から意見を聴き、共生社会の実現に係る方針を取りまとめています。

誰もが認知症になる可能性がある中で、持てる力を生かし、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現のため、今こそ国と地方が一体となって施策を進めるときです。

よって、政府は、予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を実現するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 同法施行に向け、立法趣旨を踏まえ、認知症施策推進本部等の準備に万全を期すこと。また、認知症に対する偏見や差別を解消するため、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。
2. 自治体が認知症施策推進計画を策定するに際し、専門人材の派遣などの適切な支援を行うこと。また、自由度の高い事業を展開できる予算措置を検討すること。
3. 共生社会の実現を推進する取組を、総合的かつ継続的に推進すること。また、認知症の方々が自治体施策の企画から評価まで参画できる体制整備を検討すること。
4. 認知症の方々の就労を支える体制整備を進めて相談体制を充実し、本人の状態に応じて社会の一員として生活できる、事業者も含めた社会環境を整備すること。
5. 一つの事業所で、継続的に介護保険サービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。
6. 認知症になったとしても、安全、安心に生活ができる社会環境の構築に向け、成年後見制度や身元保証等の在り方について課題の整理、検討を進めること。
7. 全ての国民が正しく認知症に向き合う社会に向けて、認知症発症予防や、認知症の容態に応じた相談先等について、繰り返し学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣